

会員の皆さまへ

インボイス制度に伴う運用変更のお知らせ

10月1日から のインボイス制度に伴う変更点についてご案内いたします。

1. 会員資格の条件が変わります

問合せは、入会担当まで

- 媒介者交付特例に対応するため、
会員資格の条件に適格請求書発行事業者であることを追加いたします。

2. 自動車税相当額の計算方法と表示が変わります

問合せは、書類課まで

背景) 未経過自動車税の取扱いは、資産の譲渡等に当たる為、消費税の課税対象とされています。
(消費税法基本通達 10-1-6)

- 自動車税相当額の**消費税を外税計算にて表示**いたします。

	従来	変更後(10月開催分より)
排気量 2,000cc の 10月開催での計算例	自動車税相当額 16,400 円	自動車税相当額 16,400 円 消費税 1,640 円 税込総額 18,040 円

《移行期の注意点》

二次抹消時の返金やワンクリック成約時においては、AA 開催日を基準に処理いたします。

～3月開催分のみ取扱いが異なります～

3月開催分の自動車税相当額は、「資産の譲渡等」に当たらない為「不課税扱い」となります。
(消費税法基本通達 10-1-6)

例) 排気量 2,000cc の場合「預かり自動車税相当額 39,500 円 不課税扱い」

- ・3月名変の場合・・・落札店様へ返金
- ・4月名変の場合・・・「39,500 円 不課税」を出品店様へ支払

3. オークション精算書のフォーマットが変わります

問合せは、経理課まで

適格請求書に対応したフォーマットに変更いたします。

ご不明な点がございましたら各会場担当部署へお問合せください。

2023年9月1日 USS事務局